

過半数代表者ってなんだろう？

その②

次に『過半数代表者』になったら、いったい何をする
ことになるのでしょうか？

Q. 過半数代表者はどういう事をするの？

A. 主に 36 協定などの労使協定の締結や

就業規則変更の際の意見聴取、

安全衛生委員の選出等をすることが出来ます！

何をするん
だろう？



Tips 労働基準法第90条

1. 使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。以下略

Q. 安全衛生委員って何？

A. 安全衛生委員とは、毎月一回開催されている安全衛生

委員会のメンバーの事です。安全衛生委員会は労働

安全衛生法という法律に則って行われる委員会です！

決して CS やサービス委員会と同じではありません！

その③へ続きます！